



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月17日金曜日 第1619号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則.....	1237
愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則.....	1237

## 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1237
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	1240
指定居宅支援事業者の指定（2件）.....	1241
指定居宅支援事業者の廃止（2件）.....	1241
解除予定保安林.....	1242
松山港湾計画の変更の概要.....	1242
道路の区域変更（県道大西波止浜港線）.....	1242
道路の供用開始（"）.....	1242
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	1243
道路の区域変更（県道舌間八幡浜線）.....	1243
道路の供用開始（"）.....	1243
道路の区域変更（県道城川橋原線）.....	1243
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	1243
道路の供用開始（"）.....	1244
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	1244
道路の供用開始（"）.....	1244
開発行為に関する工事の完了.....	1245
道路の位置の指定（3件）.....	1245
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定.....	1245
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更.....	1245

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....	1245
----------------------------	------

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1247
----------------------------	------

### 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	1247
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	1247
愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	1247

### 人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正.....	1248
---	------

### 公安委員会告示

取消処分者講習に係る指定講習機関の指定.....	1248
--------------------------	------

## 規 則

### ○愛媛県規則第62号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定

める。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第41条の表1の項禁止区域の欄1の工及び才中「東予市」を「西条市」に改め、同表2の項同欄1の才中「西条市と東予市」を「西条市氷見と同市今在家」に改め、同項同欄1の力並びに同表3の項同欄1のウ及び工中「東予市」を「西条市」に改め、同表5の項同欄1ただし書中「西条市仏崎」を「西条市西谷山山頂から真方位21度900メートルの点（西条市旧仏崎）」に、「西条市と東予市」を「西条市氷見と同市今在家」に改め、同項同欄1のク及びケ中「東予市」を「西条市」に改める。

第46条の表1の項(2)中「西条市仏崎」を「西条市西谷山山頂から真方位21度900メートルの点（西条市旧仏崎）」に、「西条市と東予市」を「西条市氷見と同市今在家」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### ○愛媛県規則第63号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1の第1の2の(10)のA中「0.6メートル以下」を「0.8メートル以下」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第2471号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
サンタ株式会社

伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1205番地 1

代表取締役 橋田卓治

2 事業場の名称及び所在地

サンタ株式会社

伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1205番地 1

3 特定施設に関する事項

(1) バイターライン洗浄装置IMS-12(M12B)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第2号口 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり4,000リットル使用	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後90日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間(5月~8月) 9時間(9月~4月)	
特定施設の使用の季節的変動の概要	5月~8月に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 36 最大 40	

(2) バイターライン洗浄装置IMS-12(M12C)

特定施設の種 類	政令別表第1第2号口 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり4,000リットル使用	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後90日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間(5月~8月) 9時間(9月~4月)	

特定施設の使用の季節的変動の概要	5月~8月に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 52 最大 64	

(3) バイターライン洗浄装置IMS-12(M12D)

特定施設の種 類	政令別表第1第2号口 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり4,000リットル使用	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後90日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間(5月~8月) 9時間(9月~4月)	
特定施設の使用の季節的変動の概要	5月~8月に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 52 最大 64	

(4) C I P 洗浄施設 C I P - 4 - 3

特定施設の種 類	政令別表第1第2号口 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり30,000リットル使用	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後90日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間(5月~8月) 9時間(9月~4月)	
特定施設の使用の季節的変動の概要	5月~8月に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 668 最大 1,019
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 106 最大 205
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 5.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 50 最大 80	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後90日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種 類	物理処理+生物処理
処理施設の型式	凝電気浮上+接触酸化+膜分離活性汚泥
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	調整槽・中継槽 縦5.9メートル 横44.4メートル 高さ12.25メートル 電気浮上装置 縦8.4メートル 横13.0メートル 高さ4.5メートル 接触酸化槽 縦7.0メートル 横6.5メートル 高さ7.0メートル 膜分離活性汚泥槽

		縦13.2メートル 横18.6メートル 高さ6.7メートル	
処理施設の能力		1日当たり470立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		スクリーン+凝集浮上+接触酸化+膜分離活性汚泥+滅菌	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		5月~8月に多い	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 900	通常 19.1 最大 24
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 200	通常 20 最大 39
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 1.8 最大 2
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 5	通常 0.5 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 365.6 最大 470	通常 365.6 最大 470

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 18 最大 24
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 39
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.9 最大 3.1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 400 最大 518

備考 この他に雨水排水口が16ヶ所ある。

○愛媛県告示第2472号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
サンタ株式会社  
伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1205番地1  
代表取締役 橋田卓治
- 2 事業場の名称及び所在地  
サンタ株式会社  
伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1205番地1
- 3 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第2号口
- 4 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法及び排出水の量の変更
- 5 特定施設に関する事項

(1) バイターライン洗浄装置IMS-12(M12A)

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		1時間当たり 4,200リットル	1時間当たり 4,000リットル
原材料の種類及び1日当たりの使用量		次亜塩素酸水溶液 ：1日当たり1.6 立方メートル	次亜塩素酸水溶液 ：1日当たり2.0 立方メートル
特定施設の使用時間間隔		連 続	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間	10時間（5月～8月） 9時間（9月～4月）
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し	5月～8月に多い
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300	通常 668 最大 1,019
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 250	通常 106 最大 205
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 30	通常 10.7 最大 21
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 7	通常 2.1 最大 5.2
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 34 最大 63	通常 36 最大 40

(2) チョコボール製造機洗浄装置

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		1時間当たり 6,000リットル	1時間当たり 5,500リットル
原材料の種類及び1日当たりの使用量		次亜塩素酸水溶液 ：1日当たり2.3 立方メートル	次亜塩素酸水溶液 ：1日当たり1.8 立方メートル
特定施設の使用時間間隔		連 続	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間	10時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し	無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300	通常 668 最大 1,019
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 250	通常 106 最大 205
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 30	通常 10.7 最大 21
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 7	通常 2.1 最大 5.2
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 48 最大 70	通常 55 最大 55

(3) CIP洗浄装置

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		次亜塩素酸水溶液 ：1日当たり5.4 48立方メートル 苛性ソーダ水溶液 ：1日当たり0.6 64立方メートル	次亜塩素酸水溶液 ：1日当たり7.0 83立方メートル 苛性ソーダ水溶液 ：1日当たり7.0 83立方メートル
特定施設の使用時間間隔		連 続	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		2時間	16時間（5月～8月） 10時間（9月～4月）
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し	5月～8月に多い
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300	通常 668 最大 1,019
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 250	通常 106 最大 205
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 30	通常 10.7 最大 21
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 7	通常 2.1 最大 5.2
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 3 最大 6	通常 40 最大 64

6 汚水等の処理施設に関する事項

	変 更 前	変 更 後
処理施設の主要寸法	調整槽・高速接触酸化槽・接触酸化槽・沈殿槽 縦 5.9メートル 横 44.4メートル 高さ 12.25メートル 電気浮上装置 縦 8.4メートル 横 13.0メートル 高さ 4.5メートル 接触酸化槽 縦 7.0メートル 横 6.5メートル 高さ 7.0メートル	調整槽・中継槽 縦 5.9メートル 横 44.4メートル 高さ 12.25メートル 電気浮上装置 縦 8.4メートル 横 13.0メートル 高さ 4.5メートル 接触酸化槽 縦 7.0メートル 横 6.5メートル 高さ 7.0メートル 膜分離活性汚泥槽 縦 13.2メートル 横 18.6メートル 高さ 6.7メートル
処理施設の能力	1日当たり500立方メートル処理	1日当たり470立方メートル処理
汚水等の処理の方式	スクリーン+凝集浮上+接触酸化+高速接触酸化+接触酸化+滅菌	スクリーン+凝集浮上+接触酸化+膜分離活性汚泥+滅菌
処理施設の使用時間間隔	連続	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し		5月～8月に多い	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200	通常 18 最大 24	通常 600 最大 900	通常 19.1 最大 24
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 2.9 最大 3.1	通常 10 最大 20	通常 1.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 250 最大 500	通常 250 最大 500	通常 365.6 最大 470	通常 365.6 最大 470

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 264.4 最大 518	通常 400 最大 518

○愛媛県告示第2473号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300164130	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366番地	阿久津 弘	児童短期入所	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366番地	平成16年4月1日

○愛媛県告示第2474号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200201131	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366番地	阿久津 弘	知的障害者短期入所	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366番地	平成16年4月1日

○愛媛県告示第2475号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。  
平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300073133	国立療養所愛媛病院	東温市横河原366番地	阿久津 弘	児童短期入所	国立療養所愛媛病院	東温市横河原366番地	平成16年3月29日

○愛媛県告示第2476号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200098131	国立療養所愛媛病院	東温市横河原366番地	阿久津 弘	知的障害者短期入所	国立療養所愛媛病院	東温市横河原366番地	平成16年 3月29日

○愛媛県告示第2477号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
今治市神宮字礼拝乙336の1
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第2478号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、松山港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成16年12月17日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要（平成5年8月愛媛県告示第1071号）及び松山港港湾計画の変更の概要（平成8年5月愛媛県告示第653号）によりその概要を告示した松山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

土地造成及び土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
外 港	34（13）	ふ頭用地
	46（9）	港湾関連用地
	75	工業用地
	2	都市機能用地
	4（3）	交通機能用地
	2（2）	危険物取扱施設用地
	2（2）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、土地造成を伴う土地利用面積を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第2479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大西波止浜港線	越智郡波方町大字樋之口字恵毛谷甲2034番5地先から 同字甲2038番5地先まで	旧	メートル 8.0～18.8	キロメートル 0.192	
			新	12.8～23.0	0.192	

○愛媛県告示第2480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大西波止浜港線	越智郡波方町大字樋之口字恵毛谷甲2034番5地先から 同字甲2038番5地先まで	平成16年12月17日

## ○愛媛県告示第2481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字西開845番1から 同字871番2まで	旧	メートル 6.8~13.8	キロメートル 0.138	
			新	9.0~16.4	0.138	
"	"	伊予郡松前町大字北川原字原端901番1	旧	6.7~6.8	0.070	
			新	10.8~11.0	0.070	

## ○愛媛県告示第2482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字栗野浦乙30番1地先から 同大字573番4地先まで	旧	メートル 5.4~11.0	キロメートル 0.095	
			新	7.7~22.3	0.088	

## ○愛媛県告示第2483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字栗野浦乙30番1地先から 同大字573番4地先まで	平成16年12月17日

## ○愛媛県告示第2484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居150番地先から 同町土居634番1地先まで	旧	メートル 3.6~8.0	キロメートル 0.768	
			新	3.6~8.0 10.4~34.6	0.768 0.886	

## ○愛媛県告示第2485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町予子林7511番3から 同町予子林7518番9まで	旧	メートル 6.0~14.6	キロメートル 0.152	
			新	32.4~62.3	0.145	
"	"	西予市野村町予子林7518番9から 同町予子林7518番4まで	旧	5.2~8.6	0.068	
			新	5.2~8.6 9.0~54.0	0.068 0.035	
"	"	西予市野村町予子林7518番4から 同町予子林7518番10まで	旧	5.2~9.0	0.015	
			新	18.6~27.0	0.012	

## ○愛媛県告示第2486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町予子林7511番3	平成16年12月17日

## ○愛媛県告示第2487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字宇和川412番1	旧	メートル 4.5~26.1	キロメートル 0.083	
			新	24.8~36.8	0.087	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川382番7	旧	11.5~16.8	0.100	
			新	22.3~32.6	0.099	

## ○愛媛県告示第2488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字宇和川412番1	平成16年12月17日
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川382番7	"



○愛媛県告示第2489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16西局建（開）第15号 平成16年12月6日	西条市神拝字局乙119番4ないし乙119番10、乙127番1、乙127番6、乙127番7、乙127番9ないし乙127番19、乙127番25、乙133番4、乙133番13、乙133番14、乙119番4地先農道、乙119番4地先水路並びに同市新田字北新田219番の1、219番4、219番5及び219番6	香川県高松市藤塚町一丁目11番22号 株式会社 穴吹工務店 代表取締役 穴吹英隆
16松局建（開）第12号 平成16年12月6日	北条市中西字小山ノ西312番9	松山市星岡町525番地8 須永康嗣

○愛媛県告示第2490号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置  
大洲市東大洲 586 番 1
- 申請人の住所氏名  
大洲市東大洲 137 番地  
トミナガ不動産有限公司  
代表取締役 富永 邦茂
- 図面省略

○愛媛県告示第2493号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定める。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数値	備考
四国中央市川之江町	川之江	16	耐火	0.8280	

○愛媛県告示第2491号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置  
西予市宇和町下松葉 185 番 1
- 申請人の住所氏名  
松山市大街道三丁目2番地34  
株式会社住宅情報館  
代表取締役 二宮 秀生
- 図面省略

○愛媛県告示第2494号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成17年4月分の家賃から適用する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数値	備考
東温市牛淵	牛淵	55	耐火	0.8620	第38号棟に限る。

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 都市計画課の表9の部を次のように改める。

9	都市	1	市町村の基本計画の同意、変				
---	----	---	---------------	--	--	--	--

緑地法の施行に関する事務	更の同意等（第4条第5項から第8項まで）			
	2 緑地保全計画の策定（第6条第1項、第4項）			
	3 原状回復等を行う旨の公告（第9条第2項、第15条）			
	4 管理協定及び管理協定の変更の公告及び縦覧（第25条第1項、第27条、第28条）			
	5 市民緑地契約を締結した旨の公告（第55条第7項）			
	6 緑地管理機構に関すること。			
	(1) 指定及び指定の取消し（第68条、第72条）			
	(2) 改善命令（第71条）			

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2管理課の表23の部を次のように改める。

23 都市緑地法の施行に関する事務	1 標識の設置（第7条第1項、第13条）			
	2 緑地保全地域における行為の届出等の処理（第8条第1項、第2項、第4項、第6項から第8項まで）			
	3 原状回復命令等（原状回復等を行う旨の公告を除く。）（第9条第1項、第2項、第15条）			
	4 報告及び立入検査等（第11条第1項、第2項、第19条）			
	5 特別緑地保全地区における行為の許可等（第14条第1項、第4項から第8項まで）			
	6 管理協定の締結、同意、認可等（第24条第1項、第4項、第5項、第25条第2項、第28条）			
	7 市民緑地契約の締結、同意等（市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。）（第55条第1項、第2項、第5項、第7項）			

別表第4用地管理課の表28の部を次のように改める。

28 都市緑地法の施行に関する事務	1 標識の設置（第7条第1項、第13条）			
	2 緑地保全地域における行為の届出等の処理（第8条第1項、第2項、第4項、第6項から第8項まで）			
	3 原状回復命令等（原状回復等を行う旨の公告を除く。）（第9条第1項、第2項、第15条）			
	4 報告及び立入検査等（第11条第1項、第2項、第19条）			
	5 特別緑地保全地区における行為の許可等（第14条第1項、第4項から			

	第8項まで）		
6	管理協定の締結、同意、認可等（第24条第1項、第4項、第5項、第25条第2項、第28条）		
7	市民緑地契約の締結、同意等（市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。）（第55条第1項、第2項、第5項、第7項）		

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

**第3条** 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項第44号を次のように改める。

(44) 都市緑地法第7条第1項（同法第13条において準用する場合を含む。）の規定に基づく標識の設置に関すること。

第13条第5項第44号の次に次の6号を加える。

(44)の2 都市緑地法第8条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項までの規定に基づく緑地保全地域における行為の届出等の処理に関すること。

(44)の3 都市緑地法第9条第1項及び第2項（これらの規定を同法第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく原状回復命令等に関すること（原状回復等を行う旨の公告を除く。）。

(44)の4 都市緑地法第11条第1項及び第2項（これらの規定を同法第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告及び立入検査等に関すること。

(44)の5 都市緑地法第14条第1項及び第4項から第8項までの規定に基づく特別緑地保全地区における行為の許可等に関すること。

(44)の6 都市緑地法第24条第1項、第4項及び第5項並びに第25条第2項（これらの規定を同法第28条において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理協定の締結、同意、認可等に関すること。

(44)の7 都市緑地法第55条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく市民緑地契約の締結、同意等に関すること（市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。）。

第16条第1項第25号の次に次の7号を加える。

(25)の2 都市緑地法第7条第1項（同法第13条において準用する場合を含む。）の規定に基づく標識の設置に関すること。

(25)の3 都市緑地法第8条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項までの規定に基づく緑地保全地域における行為の届出等の処理に関すること。

(25)の4 都市緑地法第9条第1項及び第2項（これらの規定を同法第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づく原状回復命令等に関すること（原状回復等を行う旨の公告を除く。）。

(25)の5 都市緑地法第11条第1項及び第2項（これらの規定を同法第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告及び立入検査等に関すること。

(25)の6 都市緑地法第14条第1項及び第4項から第8項までの規定に基づく特別緑地保全地区における行為の

許可等に関すること。  
 (25)の7 都市緑地法第24条第1項、第4項及び第5項並びに第25条第2項(これらの規定を同法第28条において準用する場合を含む。)の規定に基づく管理協定の締結、同意、認可等に関すること。  
 (25)の8 都市緑地法第55条第1項、第2項、第5項及び

第7項の規定に基づく市民緑地契約の締結、同意等に関すること(市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。)

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**公 告**

**○公 告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年12月7日	NPO法人 スポーツ・アンド・ファミリー	土 居 健 三	宇和島市妙典寺前乙1180番地18	この法人は、宇和島市及びその近郊における、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対して、スポーツの普及に関する事業を行いながら、子どもの健全育成や高齢者の健康維持等を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

**人事委員会規則**

**○愛媛県人事委員会規則7 - 997**

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月17日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

**職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

第33条の見出し中「退職、」を削り、同条中「第4号及び第5号」を「、第1号及び第2号」に改め、同条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第9号までを3号ずつ繰り上げる。

第34条中「第33条の」を「前条の」に改め、同条第3号中「第33条第1項第4号又は第5号」を「前条第1号又は第2号」に、「すみやかな」を「速やかな」に改め、同条第4号中「第33条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第9号」を「前条第3号から第6号」に、「一」を「いずれか」に改める。

第34条の2第1項中「第33条第1項第4号」を「第33条第1号」に、「第5号」を「第2号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

**○愛媛県人事委員会規則7 - 998**

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月17日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

**職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則**

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表7級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「地方労働委員会事務局課長」を「労働委員会事務局課長」に改め、同表8級の部知事の事務部局の項同欄中「地方労働委員会事務局次長」を「労働委員会事務局次長」に改め、同表10級の部知事の事務部局の項同欄中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

**第2条** 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 68)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項公職の欄中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に、「地方労働委員会事務局次長」を「労働委員会事務局次長」に、「地方労働委員会事務局課長」を「労働委員会事務局課長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

**第3条** 管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 - 16)の一部を次のように改正する。

別表地方労働委員会事務局の項機関の欄中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

**附 則**

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

**○愛媛県人事委員会規則13 - 146**

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月17日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13-17）の一部を次のように改正する。

別表小松町の部、丹原町の部、魚島村の部、弓削町の部、生名村の部及び岩城村の部を削り、同表関前村の部の次に次のように加える。

Table with 3 columns: 町長部局, 本庁, 支所. Includes rows for 上島町 and 教育委員会.

別表内海村の部を次のように改める。

Table with 3 columns: 町長部局, 本庁, 支所. Includes rows for 愛南町 and 養護老.

Table with 4 columns: 人ホーム, 環境衛生センター, クリーンセンター, 御荘霊苑, 病院, 診療所, 教育委員会, 事務局, 教育機関, 監査事務局, 農業委員会事務局.

別表御荘町の部、城辺町の部、一本松町の部及び西海町の部を削り、同表高知県宿毛市愛媛県南宇和郡一本松町篠山小中学校組合の部委託地方公共団体の欄中「高知県宿毛市愛媛県南宇和郡一本松町篠山小中学校組合」を「高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合」に改め、同表越智郡老人ホーム組合の部特別養護老人ホーム海光園の項並びに同表南宇和共立施設組合の部、周桑事務組合の部、道前福祉衛生事務組合の部及び東予市・丹原町公共下水道事務組合の部を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第5号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月17日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

表労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないものの項事業又は事務所の欄中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年12月17日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

Table with 7 columns: 名称, 住所, 代表者の氏名, 特定講習を行う事務所の名称, 特定講習を行う事務所の所在地, 特定講習の種別, 指定年月日.